

# 建築基準法に基づく定期報告の 電子申請を開始しました

本市では、令和4年9月1日から「京都府・市町村共同電子申請システム」を利用した定期報告の受付を開始しました。市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化に御協力ください。

また、令和4年9月1日から副本の提出は不要となっています。

## 【定期報告の電子申請による受付について】

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html>

二次元コード読み取りはこちら→

京都市 定期報告制度

検索



## 【対象となる行政手続】

- ・ 建築基準法第12条第1項の規定に基づく建築物の定期調査報告
- ・ 建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備、防火設備の定期検査報告

## 【定期報告の対象建築物】

定期報告制度の対象建築物は、以下のホームページを御覧ください。  
床面積、階数、用途が一定の要件に該当する建築物が対象です。

### ■ 定期報告の対象建築物について

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285300.html>

## 【申請の方法】

- 1 「京都府・市町村共同電子申請システム」の専用ホームページからアクセスしてください。電子メールでは受け付けしていませんので、御注意ください。
- 2 専用の入力支援ファイルを使用して、報告書を作成してください。
- 3 専用ホームページへのアクセス、入力支援ファイル及び報告の手順の説明については、ホームページを御確認ください。

## 【問合わせ先】

- 1 制度全般・建築物に関すること  
京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 安全対策係  
電話 075-222-3613
- 2 防火設備・建築設備に関すること  
京都市都市計画局建築指導部建築審査課 設備審査係  
電話 075-222-3616